

# 運営規程

福の種株式会社  
アルコ潮見台

(趣 旨)

第1条 福の種株式会社が開設するアルコ潮見台(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 要介護状態、要支援状態にある者若しくは事業対象者(以下「要介護者等」という。)に対し、介護保険法に基づく適正な通所介護事業サービス及び第一号通所事業(以下「通所サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2. 通所サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化を防止するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 通所サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 事業所は、通所サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 アルコ潮見台
- (2) 所在地 高知県高知市潮見台1丁目2603

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所サービスの提供等にあたる。
- (2) 従業者
  - ①生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携及び通所サービスの提供に当たる。
  - ②介護職員 利用人数15名以下の場合1名以上  
利用人数16名以上の場合2名以上  
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、健康管理及び通所サービスに当たる。

③看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、病状が急変した場合に利用者の主治医の指示を受けて、必要な看護を行う。

口腔機能向上訓練を行う。

④機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活の動作等の訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 : 月曜日～金曜日(祝日も営業)

ただし、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。

2 営業時間 : 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間1単位目 : 午前9時00分～午後4時15分

(通所サービスの利用定員)

第7条 通所サービスの利用定員は、次のとおりとする。

1単位目 19人

(通所サービスの内容)

第8条 事業所が提供するサービス内容は、次のとおりとする。

①送迎

②生活指導(相談援助)

③介護サービス

④運動機能向上に対する援助

⑤介護方法の指導

⑥一般的健康状態の確認

⑦その他、サービス提供に必要と認められる援助

(通常の事業の実施範囲)

第9条 高知市の一部(春野町・鏡・土佐山を除く)

南国市の一部(北部山間地域を除く)

(利用料その他の費用の額)

第10条 通所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は各保険者が定めた額とする。また、通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. その他の費用

オムツ代 実費

排泄行為等に必要なおしりふき等 実費

学習療法にかかる費用 実費(月額2200円:税込)

食事代 550円(税込)

おやつ代 80円(税込)

飲み物代 70円(税込)

洗濯代 200円(税込)

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用する。

2. 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合がある。
3. 当事業所の特別な許可がない場合は、宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできない。
4. 喫煙は、指定した場所以外では行わない。

(緊急時における対応方法)

第12条 通所サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに適切な対応を行うものとする。

2. 医療機関への連絡と共に、利用者の家族等関係者に速やかに連絡を行い、救急車対応等を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに居宅介護支援事業者、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 通所サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
3. 通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
4. 事故が発生した際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した通所サービスに関する利用者又はその家族は苦情を申し出ることができる。その場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又は、その家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、事業所の【重要事項説明書】に記載された通りである。

(身体拘束等)

第16条 事業所では、利用者の身体拘束は行わないものとする。万一、利用者本人又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合のみ、家族に事業所の【身体拘束に関する説明書】へ同意を受けた上で、その条件と期

- 間内にて身体拘束等を行うこととする。
2. 前項の規定における身体拘束等を行った場合は、可能なかぎり早期に身体拘束等を解除できるよう、適切な技術をもって援助を行うものとする。

(感染症対策)

第17条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての通所サービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、通所サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福の種株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付 則)

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和6年8月1日から施行する。